

○玉名市議会議員政策研究会規程

平成29年11月10日

議会訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第32条第2項の規定に基づき、玉名市議会政策研究会（以下「研究会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 研究会は、二元代表制の一翼を担う議会が市長その他執行機関の行財政の執行状況及び運営状況を監視し、その結果を評価する議事機関としての役割及び責任に加え、多様な民意を反映した政策立案機能の充実が求められていることに鑑み、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上に資することで市政に関する重要な政策及び課題に対し議員間の共通認識の醸成及び合意形成を図るほか、議会による政策立案及び政策提言を推進し、もって本市の政策水準の高揚及び向上を目指して活動するものとする。

(所掌事項)

第3条 研究会は、次に掲げる事務を所掌し、調査研究を行うものとする。

- (1) 政策的な議案の策定に関すること。
- (2) 市長に対する政策提言に関すること。

(組織)

第4条 研究会は、全議員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長には議長を、副会長には副議長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(全体会議)

第6条 研究会の会議（以下「全体会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 全体会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 全体会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(役員会議)

第8条 研究会に、次に掲げる事項を協議するため、役員会議を置く。

- (1) 政策課題の募集及び決定に関すること。
 - (2) 検討チームの構成に関すること。
 - (3) 研究会の運営に関すること。
- 2 役員会議は、会長、副会長及び各会派の代表者並びに会派に所属しない議員（以下「無会派の議員」という。）の代表者1人をもって組織する。
 - 3 会長は、役員会議を掌理し、役員会議の会議を招集する。
 - 4 会長は、役員会議の構成員の半数以上の者から協議する事項等を示して招集の請求があったときは、役員会議を招集しなければならない。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 6 役員会議は、非公開とする。

(検討チーム)

第9条 研究会に、政策課題の調査研究を行うため、検討チームを置く。

- 2 検討チームは、各会派（無会派の議員を含む。）の所属議員の数に応じ役員会議で決定した議員7人をもって組織する。ただし、役員会議において、これを変更することができる。

- 3 検討チームに座長及び副座長各1人を置き、検討チームの構成員（以下「構成員」という。）の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、検討チームを掌理し、検討チームの会議を招集する。
- 5 座長は、構成員の半数以上の者から招集の請求があったときは、検討チームの会議を招集しなければならない。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。
- 7 構成員の任期は、検討チームの調査研究が終了するまでの期間とする。
- 8 座長は、検討チームの調査研究の経過及び結果を全体会議に報告しなければならない。

（庶務）

第10条 研究会の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。